

6 川崎市の保育所指導監査について

<目次>

- 1 保育所指導監査の概要
- 2 運営関係で確認する主なもの
- 3 保育内容関係で確認する主なもの
- 4 確認制度で確認する主なもの
- 5 会計関係で確認する主なもの
- 6 新規開設園にみられる指摘事項
- 7 一般指導監査の流れ

令和6年12月

川崎市こども未来局総務部監査担当

1 保育所指導監査の概要

(1) 児童福祉法に基づく児童福祉施設への指導監査

児童福祉施設の設備運営基準条例、取扱要綱、労基法、消防法、保育所保育指針、その他関係法令・通知等に基づき、施設の運営と保育内容が適正に確保されているかを確認

(2) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設（一時保育事業等実施施設）への指導監査

特定教育・保育施設の運営基準条例、取扱要綱、費用の額の算定基準の留意事項、処遇改善等加算通知、経理通知、その他関係通知等に基づき、確認制度の運用と会計処理が適正に行われているかを確認

2 運営関係で確認する主なもの

主眼事項	着眼点
①児童の利用・受入れ状況	定員の遵守、障害児受入等
②開所日・開所時間等	開所日、開所時間、保育時間の制限等
③規程及び帳簿の整備	運営規程、就業規則、労使協定等
④職員の状況	職員配置、資格保有、労働条件の明示、職員給与、職員の定着化、健康診断等
⑤施設・設備の安全管理	設備状況、安全衛生、害虫生息調査・駆除等
⑥非常災害対策	防火管理者、消防計画、避難・消火訓練、消防設備点検、地震・風水害対策（避難確保計画等）、防災備蓄、安全計画、業務継続計画等
⑦事故防止・不審者対策	事故防止・対応マニュアル、不審者対応マニュアルの整備、事故報告等
⑧虐待防止・苦情対応	虐待防止マニュアル、苦情解決体制の整備、苦情記録等
⑨秘密保持・利用者への情報提供等	個人情報取扱マニュアル、小学校等への提供同意、ホームページ等
⑩業務の評価等	保育所の自己評価、第三者評価等

3 保育内容関係で確認する主なもの

主眼事項	着眼点
①人権の尊重	児童の意思の尊重、プライバシーへの配慮、体罰によらない子育ての推進に向けた保護者支援及び適切な保育の提供・不適切な保育の未然防止の対策等
②保育の計画及び評価	全体的な計画、長期(年/月)・短期(週/日)指導計画、個別計画、評価・反省等
③保育の状況	保育内容、保育の環境、障害児等の保育、小学校連携等
④子育て支援	保護者支援、地域子育て支援等
⑤保育の質の確保・向上	専門性を高めるための組織的な取り組み、施設長の責務等
⑥食育の推進	年間食育計画、食環境への配慮、給食だより等
⑦栄養管理	給与栄養目標量、予定献立、実際の給与栄養量、実費徴収される主食・副食費に見合った給食の提供、個別の離乳計画、除去食対応、検食、給食会議等
⑧給食衛生管理	保存食、検便、健康・衛生チェック、害虫駆除等
⑨健康管理、感染症対応等	年間保健計画、保健日誌、健康診断、身体測定、登園許可証、感染症まん延防止策、投薬（健康管理委員会）等
⑩事故防止の取り組み	安全な睡眠環境、SIDSチェック、水あそび安全対策、誤嚥・誤提供防止、職員研修、人数確認等

4 確認制度で確認する主なもの

確認制度では特定教育・保育施設の運営基準条例、特定教育・保育に要する費用の額の算定基準の留意事項、施設型給付費に係る処遇改善等加算通知等に基づき指導監査を実施。

特定子ども・子育て支援施設（一時保育事業または年度限定型保育事業実施施設）については、無償化にかかる指導監査を併せて実施。

ただし、児童福祉施設の監査項目と重複する部分が多くあるため、その部分は省略し、効率的に実施。主なものは以下のとおり。

根拠法令	確認項目
①特定教育・保育施設の運営基準条例	重要事項説明、利用者負担の徴収（実費徴収）、重要事項の掲示等
②特定教育・保育に要する費用の額の算定基準の留意事項	各種加算認定（療育支援加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算等）
③施設型給付費等に係る処遇改善等加算通知	処遇改善等加算率の認定、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲによる賃金改善実績等
④特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	特定子ども・子育て支援の提供の記録、領収書及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付等

5 会計関係で確認する主なもの

主眼事項	着眼点
総則	準拠する会計基準、内部けん制体制、現預金の管理、経理規程、収支予算書、月次試算表の作成、決算の承認、契約方法等
会計帳簿	仕訳日記帳・総勘定元帳の作成、固定資産の管理、減価償却、借入金、引当金、積立金の管理等
計算関係書類	各会計年度に係る計算書類、会計の区分等
資金収支計算書	貸借対照表との整合、事業活動・施設整備・その他活動の収支区分、予決算比較、勘定科目等
事業活動計算書	貸借対照表との整合、サービス活動・サービス活動外・特別増減・繰越活動の収支区分、勘定科目等
貸借対照表	資産・負債・純資産の部の区分、勘定科目等
計算書類の注記 ・附属明細書	必要な注記の記載、附属明細書の作成、計算書類との整合
委託費の経理等	人件費・管理費・事業費比率、積立資産支出、積立資産の目的外使用、整備費充当、他拠点繰入、他事業繰入、本部繰入、委託費の保有制限、貸付制限等

6 新規開設園にみられる指摘事項

<運営関係>

- 最低2人の保育士の配置
- 36協定等の届出遅延（要開始日前）
- 苦情内容の記録不足
- 市への事故報告漏れ（受診案件要報告）
- 消防用設備点検の実施漏れ
- 事業場単位での就業規則等の届出漏れ
- 毎月の避難・消火訓練の一部省略
- 害虫生息調査・駆除の実施漏れ
- 時間帯別での職員配置の未充足
- 運営規程の内容の不備

<保育内容関係>

- 指導計画の評価・反省漏れ
- 午前おやつ、延長補食の検食・記録漏れ
- 除去食提供・継続の健康管理委員会への申請漏れ
- 検査用保存食の不足
- 調理・調乳従事者の検便未実施
- 給与栄養量の不足
- 保健日誌等への感染症・登園許可証受理状況記載漏れ
- 睡眠確認の記録漏れ

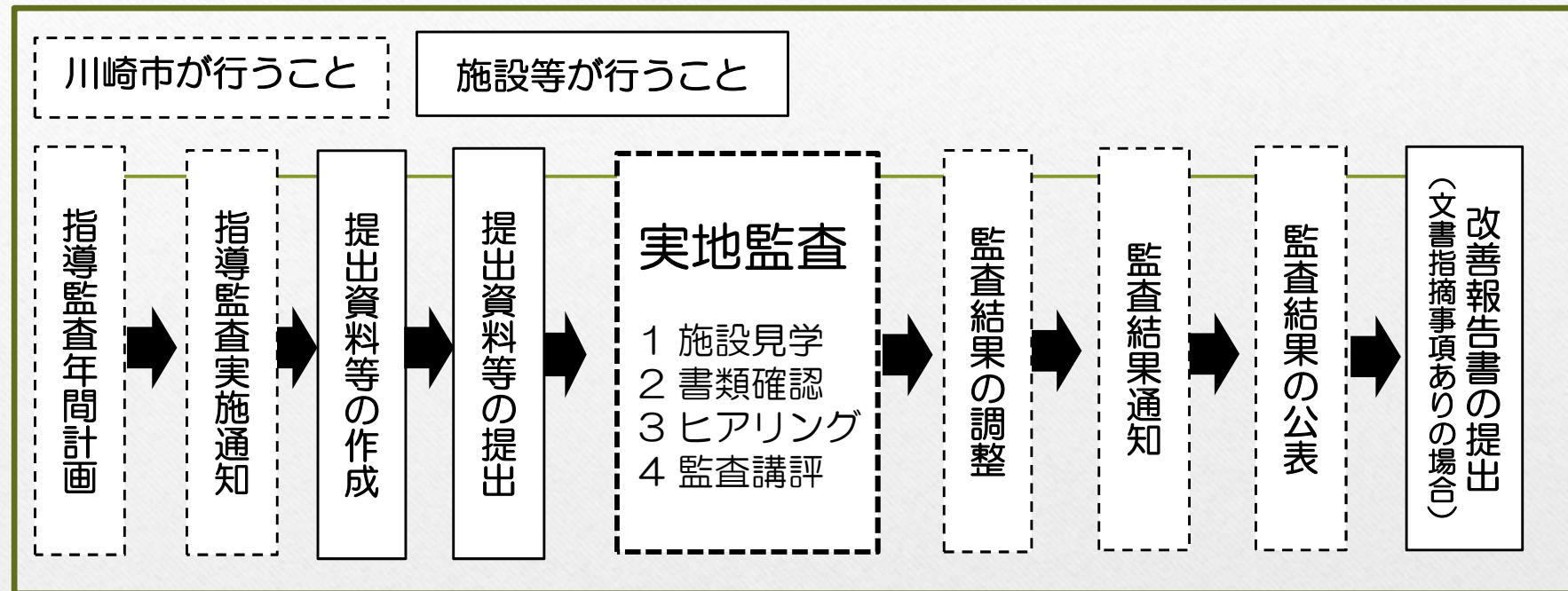
<確認制度>

- 重要事項の未掲示
- 不明確な実費徴収

<会計関係>

- 内部牽制体制の未整備
- 一部計算書類の未作成
- 会計区分の未対応
- 勘定科目誤り
- 計算書類と附属明細書の不整合
- 本部繰入の積算誤り
- 委託費の保有制限超過
- 貸付制限違反

7 一般指導監査の流れ



※正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指示事項の改善が認められない状況が継続した場合、運営に重大な問題がある場合等には特別指導監査を行います。

■川崎市児童福祉施設の指導監査に関する情報（指導監査基準、年間計画、監査結果等）は、川崎市ホームページに掲載しています。

HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000054484.html>

※川崎市HPトップページ ⇒ 「こども・子育て」 ⇒ 「市の取り組み・事業者向け情報」 ⇒ 「こどもの計画・監査・社会福祉法人」 ⇒ 「監査・社会福祉法人」 ⇒ 「児童福祉関係の指導監査」